

全日本私立幼稚園連合会 法人化に関する参考資料



令和7年5月8日(木)
団体長会・理事会合同会議

全日本私立幼稚園連合会

●はじめに

2020年2月に不祥事が発覚して以降、全日本私立幼稚園連合会は当時のガバナンス強化特別委員会の報告を受け、当時の執行部はもちろんのこと、前総務委員会と事務局が中心となって、ガバナンスの強化や組織改革に注力してきた。

また、ほぼ同時期に、全日本私立幼稚園連合会への少しでも早い信頼回復を目指すべく、“法人化”の議論も並行して行うべきとのご意見を受け、ガバナンス強化を最優先で取り組みながら、組織改革の一環とする“法人化”も視野に入れながら、具体的に検討を重ねてきた経緯がある。

既に、ガバナンスの強化については、後述の資料からもわかるように、一定の評価をいただけるものと考えているが、気を緩めることなく、更に継続的にその強化に努め、同時に懸案であった組織改革を、“法人化”の是非と共に議論するべく、本資料を作成した。資料については、以下の通りである。

【これまでの総務委員会における協議事項（継続協議中）】

●ガバナンス強化特別委員会からの報告を受け、総務委員会としてのこれまでの対応

（前総務委員会までのガバナンス強化に関する成果事項を具体的にまとめたもの）

●組織改革について

（令和5年5月12日の団体長会・理事会合同会議資料より、法人化に精通した弁護士からのアドバイスの概要）

●任意団体を維持し、組織改革を進める【令和5年度提出済案】

（既に前総務委員会にて、内野担当副会長よりご提案した任意団体のままに組織改革を進める案）

●法人化を選択し、組織改革を進める【令和6年度新提案】

（今期の総務委員会にて、内野担当副会長よりご提案する、法人化も含めた組織改革を進める案）

●参考資料

（これまでの総務委員会内の議論において、必要と思われる参考資料を掲載）

ガバナンス強化特別委員会からの
報告を受け、総務委員会としてのこれまでの対応

令和6年7月2日
総務委員会

全日本私立幼稚園連合会

ガバナンス強化に向けての運営面に関する対応

【運営上のガバナンス改革】

- (1) 監事に、会計・コンプライアンスの専門家を招聘
 - ・外部監事として、大久保和孝公認会計士にご就任いただく
 - ・四半期に一度、監査会とは別に会計監査
 - (2) 事務局体制の強化（事務局長を中心とした事務局運営体制の再構築）
 - ・事務局長を文部科学省より招聘し、全日私幼連の組織改革に着手
 - (3) 決済権限規程の見直し・明確化
 - ・事務局運営の透明化のため、規程類の見直しを同様に進めた
 - (4) 会計処理の手続きの見直し・透明化
 - ・会則変更、事務局規程（事務処理規程、会計処理規程）、監事監査規程、監事監査チェックリスト、印章取扱細則の作成
- ※PTA連合会についても同様に事務局体制の強化、決済権限及び規程類の見直しを行った

ガバナンス強化に向けての再発防止策

【会計上の再発防止策】

- (1) 会計のアウトソーシング(会計処理の適時化、透明化)
 - ・石橋もと子税理士(公認会計士・税理士 守屋俊晴事務所)顧問契約
 - (2) 会計処理の透明性確保のため、会計の日常的なチェック体制の強化(会計の透明化)
 - ・マネーフォワード(クラウド会計)導入
 - ・全日私幼連の会計状況がネットにてリアルタイムで閲覧可能
 - ・閲覧者は、会長、総務担当副会長、総務委員長、大久保会計士、石橋税理士、事務局長、事務局員
 - (3) 監事による監査の実施、年4回の通帳確認並びに事業監査
 - (4) 適正な財務諸表の作成等について専門家の指導をうける
 - ・決算資料は、大久保会計及び石橋税理士によって作成
- ※PTA連合会についても会計のアウトソーシング、外部監事の就任、クラウド会計の導入、大久保会計士及び石橋税理士によって決算書の作成を行っている。

ガバナンス強化に向けて具体的な規程類の整備

①会則及び会則施行細則の整備

- ・会長任期の見直し（会則第11条第2項）
- ・外部監事の設置（会則第9条第5項、会則第10条第5項、会則第11条第4項、会則第13条第3項）
- ・定時総会の案内の告知（会則第26条）
- ・代理出席の報告（会則第24条）
- ・（一財）全日本私立幼稚園幼児教育研究機構の会員並びに会費徴収（代理）の削除

②事務処理規程の整備

③会計処理規程の整備

④監事監査規程の整備

⑤印章取扱細則の整備

⑥就業規則の整備

組織改革について

組織改革については、ガバナンスの強化同様に継続して協議を行っている。以下の通りに、これまでの検討した経緯等について記載する。

①法人化について(令和5年5月12日／団体長会・理事会合同会議資料より抜粋)

法人化について組織改革に精通した弁護士事務所に協力のもと、検討を行った。以下が、当時の検討結果(概要版)

1.法人化にあたっての主なメリット

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)や定款に定められた明確なルールに従って運営を行うことが求められるため、適正なガバナンスの確保を図ることができる。したがって、法人化することで、組織に対する対外的な信用が高まるといったメリットがある。

2.法人化にあたっての主なデメリット

一般法人法や定款に定められた明確なルールに従って運営を行う必要があるために、法人の運営・管理に手間と費用がかかる。特に、法人化した場合、一般法人法上のガバナンス体制に基づく必要があるところ、貴会の現在のガバナンス体制をそのまま移行することは難しいものと思料する。

3.主なメリット・デメリットを踏まえた検討

前会長及び前事務局長による会計不祥事を受け、これまでよりもさらに運営の透明化を図ることは当然望ましい。組織の透明性を高めるためのガバナンス体制は任意団体でも構築可能だが、法人化を目指すことで組織の根本的な変革を図ることができ、対外的にも組織が刷新されたという印象を与えることができる。したがって、法人化を検討する意義は十分あると考える。

●現行(加盟園、理事、評議員、常任理事、委員数表)

地域	都道府県名	加盟園数	理事数	評議員数	常任理事数	委員数
北海道	北海道	514	2	10	1	3
東北	青森	89	1	2	2	6
	岩手	73	1	2		
	宮城	178	1	3		
	秋田	59	1	2		
	山形	80	1	2		
	福島	128	1	2		
埼玉	埼玉	515	2	10	1	3
東京	東京	781	3	15	2	6
神奈川	神奈川	570	2	11	1	3
関東	茨城	186	1	3	3	9
	栃木	187	1	3		
	群馬	115	1	2		
	千葉	335	1	6		
	新潟	104	1	2		
	山梨	55	1	2		
愛知	愛知	405	2	8	1	3
東海北陸	富山	47	1	2	2	6
	石川	57	1	2		
	福井	30	1	2		
	長野	99	1	2		
	岐阜	95	1	2		
	静岡	229	1	4		
	三重	61	1	2		
大阪	大阪	416	2	8	1	3
近畿	滋賀	17	1	2	1	3
	京都	147	1	2		
	兵庫	228	1	4		
	奈良	42	1	2		
	和歌山	31	1	2		
中国	鳥取	27	1	2	1	3
	島根	9	1	2		
	岡山	34	1	2		
	広島	198	1	3		
	山口	119	1	2		
四国	徳島	11	1	2	1	3
	香川	36	1	2		
	愛媛	91	1	2		
	高知	26	1	2		
福岡	福岡	430	2	9	1	3
九州	佐賀	88	1	2	2	6
	長崎	108	1	2		
	熊本	103	1	2		
	大分	63	1	2		
	宮崎	102	1	2		
	鹿児島	146	1	2		
	沖縄	25	1	2		
合 計		7,489	55	163	20	60

*加盟園数は令和5年10月1日現在による。

全日本私立幼稚園連合会 会則（※組織改革 Ver. 抜粋）

第3章 組 織

《会員》

第5条 本会は、都道府県私立幼稚園団体（都道府県の一つの団体をいい、以下「団体」という。）をもって組織する。

2 団体が所属すると認める私立幼稚園等は、本会の会員とする。

3 団体は、所属する会員について、別に定める様式により本会に報告するものとする。その会員に異動があった場合も又同様とする。

《地区会》

第7条 本会は、別に定めるところにより、地区会をおく。

第4章 役 員

《役員》

第8条 本会に、次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 6名以内
- (3) 理事 100名以内
- (4) 常任理事 20名
- (5) 監事 3名

2 本会に、会務執行のため必要があると認められるときは、別に定めるところにより、役員として、専務理事をおくことができる。

《役員の選任》

第9条 会長及び副会長は、会員の中から総会において選任する。

2 理事は、評議員の中から団体において選任する。

3 常任理事は、理事の中から別に定める地域において選任する。

4 監事は、評議員の中から総会において選任する。

5 本条第4項にかかわらず、会長は、第8条(5)の監事3名に加えて、常任理事会の決議により、評議員の地位に有さない監査業務に関する有識者及び専門家に対して監事の職務を委嘱することができる（以下、これを「外部監事」と呼ぶ）。

6 前各項に規定する役員の選任方法については別に定める。

《役員の職務》

第10条 会長は、会務を総理し本会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、予め会長が指名した副会長が、その職務を行う。

3 理事は、理事会の構成員とし、その所管事項を決定する。

4 常任理事は、常任理事会の構成員とし、その所管事項を決定する。

- 5 監事（外部監事も含む。以下、同じ）は、次の職務を行う。
- (1) 本会の財産の状況を監査すること
 - (2) 本会の業務執行の状況を監査すること
 - (3) 財産の状況又は業務の執行について、不正の事実を発見したときは、これを理事会に報告すること
- 6 監事の監査に関しては別途監事監査規程を定める。

《役員任期》

- 第11条 第8条第1項に定める役員の任期は、2年とする。ただし、欠員又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 2 役員は、再任されることができる。ただし、会長の職については、連続3期を限度とする。
 - 3 役員は、その任期満了等の後でも後任者が就任するまでは、なお、その職務を行う。
 - 4 外部監事の任期は1年以上2年以内とし、再任されることができる。

《役員解任》

- 第12条 会長、副会長、専務理事、理事、常任理事および監事が、次の各号の一に該当する場合には、総会において出席者の4分の3以上の議決により、これを解任することができる。ただし、その役員に対し議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき
 - (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

《役員報酬》

- 第13条 第8条第1項に定める役員は無給とする。ただし、専務理事は有給とすることができる。
- 2 役員は、別に定める旅費、宿泊費及び日当を受けることができる。
 - 3 外部監事の報酬は、適正妥当な範囲で会長が定める。

第5章 評議員

《評議員》

- 第14条 本会に、評議員200名以内を置く。
- 2 評議員は、会員の中から団体において選任する。
 - 3 評議員は、総会の構成員とし、その所管事項を決定する。
 - 4 評議員については、第11条及び前条の規定を準用する。

第6章 顧問

《顧問》

- 第15条 本会に、顧問をおくことができる。
- 2 顧問は、常任理事会の推薦により、会長が委嘱する。
 - 3 顧問の任期は2年とし、再任されることができる。

全日本私立幼稚園連合会 会則施行細則（※組織改革 Ver. 抜粋）

《地区会》

第3条 会則第7条の規定による地区会は、全国都道府県を次の地区に区分しておくものとし、地区における研修会等研究活動及び地区内各団体の運営、中央・地方の連絡調整等を協議し、その推進を図るものとする。

- (1) 北海道地区（北海道）
- (2) 東北地区（青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島）
- (3) 関東地区（茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、新潟、山梨）
- (4) 東京地区（東京）
- (5) 神奈川地区（神奈川）
- (6) 東海北陸地区（富山、石川、福井、長野、岐阜、静岡、愛知、三重）
- (7) 近畿地区（滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山）
- (8) 大阪地区（大阪）
- (9) 中国地区（鳥取、島根、岡山、広島、山口）
- (10) 四国地区（徳島、香川、愛媛、高知）
- (11) 九州地区（福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄）

2 地区会会長及び副会長は、会則第14条第2項の規定により選任された評議員の中から、地区会で選任する。

3 地区会の構成及び運営について必要な事項は、地区会が定める。

4 会長は、必要があると認める時は、地区会会長会議を招集することができる。

《会長及び副会長の選任》

第4条 会則第9条に規定する会長の選任は、次に定めるところによる。

- (1) 理事会は、会員の中から候補者を選出し、総会に付議する
- (2) 前項の場合において必要がある時は、理事会に候補者選考のための小委員会を置くことができる
- (3) 前項に規定する小委員会の構成及び運営については理事会で定めるところによる

2 会則第9条に規定する副会長の選任については前項の規定を準用する。この場合において会長候補者は理事会（小委員会を置く場合には小委員会）に対し意見を述べることができる。

《監事の選任》

第5条 会則第9条に規定する監事は、次の地区ブロック毎にそれぞれ1名を、当該ブロックの団体の代表者の協議により、理事以外の評議員の中から推薦した者について、総会において選任する。

- (1) 北海道、東北、東海北陸地区
- (2) 関東、東京、神奈川地区
- (3) 近畿、大阪、中国、四国、九州地区

《理事の選任》

第6条 会則第9条に規定する理事は、団体毎に第8条の規定により選任された評議員の中から、会員200園までは1名、これを超える場合は200園増す毎に1名を加えた数を選任する。この場合において、当該団体の団体長を、その数に含めて選任するものとする。

2 前項の規定により、理事を選任した時は、これを会長に報告する。その理事の任期中において、選任の異動があった場合においてもまた同様とする。

《常任理事の選任》

第7条 会則第9条に規定する常任理事は、別表に定める地域（以下、本条及び第10条第2項において「地域」という。）ごとに同表に定める数をそれぞれの地域において理事の中から選任する。

2 別表は、会長の任期が満了する年度の10月1日現在の会員数に基づきドント方式により2年ごとに更新するものとする。

3 第1項の規定により常任理事を選任した時は、地域は速やかに会長に報告するものとする。その理事の任期中において異動があった場合においても同様とする。

《評議員の選任》

第8条 会則第14条に規定する評議員は、団体毎にその所属する会員の中から、会員100園までは2名、これを超える場合は50園増す毎に1名を加えた数を選任する。この場合において、当該団体の団体長を、その数に含めて選任するものとする。

2 第6条第2項の規定は、前項の規定により、評議員を選任した場合に、これを準用する。

《専務理事》

第9条 会則第8条第2項の規定による専務理事は、理事会の同意を得て、会長が委嘱する。

2 専務理事は、会務のうち常任理事会が決定した事項について、常時その執行にあたる。

3 専務理事の報酬は、常任理事会の同意を得て、会長が定める。

《委員会の構成及び運営》

第10条 会則第21条に規定する委員会は、委員長並びに副委員長及び委員（副委員長を含み10名を基準とする。）で構成するものとし、所管事項は次のとおりとする。

- (1) 総務委員会
- (2) 政策委員会
- (3) 教育研究委員会
- (4) 経営研究委員会
- (5) 広報委員会
- (6) 102条園委員会
- (7) 認定こども園委員会

2 地域は、委員会の委員として別表に定める数の委員を推薦することができる。

3 委員会の委員は、前項の規定により地域の推薦した者について常任理事会が決定する。

4 102条園委員会及び認定こども園委員会については、常任理事会が会務執行上必要があると認めた場合、若干名の専門委員をおくことができる。

5 副委員長は、総会、理事会及び常任理事会に出席し、所属する委員会の所管事項について説明し及び意見を述べることができる。

全日本私立幼稚園連合会 組織改革（案）新旧対照表（参考資料）

令和 7 年 5 月 7 日現在

内野副会長 組織改革（案）	現 行
① たゞし、加盟園数が全国の 1/20 を超える都道府県は単独で地区とする。 （7,489 園÷20≒373 園）	① 北海道地区、東北地区、関東地区、東京地区、神奈川地区、東海北陸地区、近畿地区、大阪地区、中国地区、四国地区、九州地区の 11 地区で区分する。 （引用：会則施行細則第 3 条第 1 項）
② 各地区は団体長の中から 1 名、地区長を選出する。	② 地区長並びに副地区長は、評議員の中から地区会で選任する。 （引用：会則施行細則第 3 条第 2 項）
③ 加盟園数が全国の 1/14 を超える地区（単独地区を除く）は副地区長を 1 人置くことができる。（7,489 園÷14 = 534 園）	③ ”
④ 都道府県私立幼稚園 47 団体を社員とする。社員は、社員総会において 1 票の可決権を持つ。 （※）また、都道府県ごとに加盟園数を全加盟園数の 100 分の 1 で割った数（小数点以下切り上げ）の個人社員を推薦する。	④ 都道府県私立幼稚園団体（以下「団体」という）をもって組織する。団体が所属すると認める私立幼稚園等は、本会の会員とする。評議員は 200 名以内置き、会員の中から団体において選任する。また、評議員は総会の構成員とし、その所管事項を決定する。 （参考：会則第 5 条第 1 項、第 2 項、会則第 14 条第 1 項、第 2 項、第 3 項）
⑤ 社員総会は団体社員 47 票と個人社員 124 票で構成し、決算・理事人事・定款変更等の重要事項を審議する。	⑤ 総会は、評議員をもって構成する。会則で別に定めるもののほか、事業計画及び収支予算・事業報告及び収支決算・その他本会の運営に関する重要な事項を議決する。 （参考：会則第 17 条第 1 項、第 4 項）
⑥ 正副会長候補及び団体長は社員総会において理事として承認される。ただし、団体長が正副会長候補である場合は、各団体は別に理事候補を指名する。	⑥ 会長及び副会長は、会員の中から総会において選任する。理事は、評議員の中から団体において選任する。（参考：会則第 9 条第 1 項、第 2 項）

⑦ 理事会は人事、予算、事業執行計画等、団体の運営について協議・審議する。 ⑤ 理事会は理事長（会長）、執行理事（副会長）を選任する。 ⑥ 会長は社員の中から委員長を指名し、業務執行に当たらせる。 ⑦ ※監事の推薦については、現行と同様とする。 ⑧ 正副会長は業務執行にあたり、必要に応じて正副地区長の意見を求めることができる。 なお、正副地区長は地区内理事の意見を調整するものとする。 ⑨ 社員（団体）は各団体の加盟園数および園児数に応じた会費を全日に納付する。 ⑩ 社員（個人）は会費支払の義務を持たない。	⑦ 理事会は、会務執行上必要な事項を議決する。 （参考：会則第 18 条第 1 項） ⑤ ⑥ 委員会の委員長は、評議員の中から常任理事会において選任する。 （参考：会則第 21 条第 4 項） ⑦ 監事は、理事以外の評議員の中から次の地区ごとに 1 名を推薦し、総会において選任する。なお、推薦にあたっては当該ブロック代表者の協議によるものとする。 （1）北海道・東北・東海北陸地区、（2）関東・東京・神奈川地区、（3）近畿・大阪・中国・四国・九州地区 （引用：会則施行細則第 4 条第 1 項、会則施行細則第 5 条） ⑧ ⑨ 会員の会費は、〔園割会費〕＋〔園児割会費〕×〔当年度 5 月 1 日現在の都道府県私立幼稚園団体報告による園児数〕をもって算出する。 （参考：会則施行細則第 11 条第 1 項） ⑩
--	--

※上記加盟園数は、令和 5 年 10 月 1 日現在。

法人化を選択し、組織改革を進める【令和6年度新提案】／修正案

(47私幼団体を社員とし、各団体の加盟園数に比した個人を社員とする一般社団法人化)

都道府県私幼47団体を社員とし団体長が社員総会において1票の可決権を持つ。

また、各県団体は各県の加盟園数を全加盟園数の100分の1で割った数(小数点以下切り上げ)の個人社員を推薦する。※

社員総会は団体社員47票と個人社員124票で構成し、決算・理事人事・定款変更等の重要事項を審議する。※

正副会長候補及び団体長は社員総会において理事として承認される。

理事会は人事、予算、事業執行計画等、団体の運営について協議・審議する

理事会は理事長(会長)執行理事(副会長)を選任する

会長は社員の中から委員長を指名し業務執行に当たらせる

社員(団体)は各団体の加盟園数および園児数に応じた会費を全日に納付する

社員(個人)は会費支払の義務を持たない

法人化に伴う組織(案)

都道府県名	加盟園数	社員(団体)	社員(個人) ※	地区別加盟園数	地区長	副地区長	監事
北海道	514	1	7	514	1		A
青 森	89	1	2	607	1	1	A
岩 手	73	1	1				
宮 城	178	1	3				
秋 田	59	1	1				
山 形	80	1	2				
福 島	128	1	2				
埼 玉	515	1	7	515	1		B
東 京	781	1	11	781	1		B
神奈川	570	1	8	570	1		B
茨 城	186	1	3	982	1	1	B
栃 木	187	1	3				
群 馬	115	1	2				
千 葉	335	1	5				
新 潟	104	1	2				
山 梨	55	1	1				
愛 知	405	1	6	405	1		A
富 山	47	1	1	618	1	1	A
石 川	57	1	1				
福 井	30	1	1				
長 野	99	1	2				
岐 阜	95	1	2				
静 岡	229	1	4				
三 重	61	1	1				
大 阪	416	1	6	416	1		C
滋 賀	17	1	1	465	1		C
京 都	147	1	2				
兵 庫	228	1	4				
奈 良	42	1	1				
和歌山	31	1	1				
鳥 取	27	1	1	387	1		C
島 根	9	1	1				
岡 山	34	1	1				
広 島	198	1	3				
山 口	119	1	2	164	1		C
徳 島	11	1	1				
香 川	36	1	1				
愛 媛	91	1	2				
高 知	26	1	1	430	1		C
福 岡	430	1	6				
佐 賀	88	1	2	635	1	1	C
長 崎	108	1	2				
熊 本	103	1	2				
大 分	63	1	1				
宮 崎	102	1	2				
鹿児島	146	1	2				
沖 縄	25	1	1				
合 計	7,489	47	124	7,489	14	4	A+B+C=3

法人化を選択し、組織改革を進める【令和6年度新提案】

会 議 体	構 成 員 の 在 り 方	言 葉 及 び 役 割 の 定 義
社員 (評議員)	・都道府県私幼47団体を「社員（団体）」とする。 ・各県ごとに加盟園の100分の1を小数点以下切り上げた数から、1（団体長）を引いた数を推薦し、「社員（個人）」とする。	・「社員（団体）」は、各団体の加盟園数および園児数に応じた会費を全日に納付する。 ・「社員（個人）」は、会費支払いの義務を持たない。
社員総会 (定時総会)	・社員総会は、「社員（団体）47票」と「社員（個人）124票」で構成し、決算・理事人事・定款変更等の重要事項を審議する。 ・正副会長候補及び団体長は社員総会において、理事として承認される。	
理事会 (団体長会)	・理事会は「社員（団体）」と「正副会長候補」で構成し、人事、予算、事業執行計画等、団体の運営について協議・審議する。	・理事会は、会長（理事長）、副会長（執行理事）を選任する。
地区長会	・地区長会は「地区長」と「副地区長」と「正副会長」で構成し、団体運営上の重要な議案について協議する。 ・正副会長は、業務執行にあたり、必要に応じて正副地区長の意見を求めることができる。 なお、正副地区長は地区内理事の意見を調整するものとする。	
委員会		・会長は、「社員」の中から委員長を指名し、業務執行に当たらせる。

全日本私立幼稚園連合会組織改革及び法人化変更点比較表

【概要版】

	現行	令和6年度新提案（組織改革＋法人化）
会員	都道府県団体をもって組織し、都道府県団体に所属すると認める園を会員とする。	都道府県団体をもって組織し、都道府県団体に所属すると認める園を会員とする。
社員	位置づけなし【現行の「評議員」に類似】	都道府県団体を「社員（団体）」47名 都道府県毎に加盟園の100分の1で割った数（小数点以下切り上げ）を「社員（個人）」124名程度
会費	園数・園児数に応じた金額を、都道府県団体を経て納入	「社員（団体）」が園数・園児数に応じた金額を、都道府県団体を経て納入 「社員（個人）」は会費支払いの義務を持たない。
正副会長	会員の中から、総会で選任	社員の中から、正副会長候補者をあげて、社員総会で理事の選任を受け、その後理事会で選任
理事	都道府県団体加盟園200園毎に1名選出（中に団体長含む） 評議員の中から都道府県団体で選任	社員総会において「社員（団体）」「社員（正副会長）」を選任
常任理事	ドント方式を用いた定数により地域を定め、各地域の理事の中から選任	位置づけなし
監事	評議員の中から総会で選任	社員の中から社員総会で選任
評議員	都道府県団体加盟園100園まで2名、以降50園毎に1名選出（中に団体長を含む） 会員の中から都道府県団体で選任	位置づけなし【「社員」に類似】
委員長	評議員の中から常任理事会で選任	社員の中から理事会で選任
社員総会（総会）	評議員をもって構成	「社員（団体）」「社員（個人）」をもって構成
理事会	正副会長、専務理事、理事、委員長で構成	「社員（団体）」「社員（正副会長）」で構成
団体長会	団体長で構成	位置づけなし
常任理事会	正副会長、専務理事、常任理事、委員長で構成	位置づけなし
地区長会		正副地区長会
代理出席（議決権含む）	総会：可、理事会：可、団体長会：可	総会：不可、理事会：不可（オブザーバーとして出席可）

【検討事項】

同様の機能なので「常任理事会」で残すか「地区長会」で残すかの名称の整理が必要（今まで使用してきた資料にも混在しているので整理要）

「社員（正副会長）」の名称の表現方法の検討が必要

Q 1 全日本私立幼稚園連合会は、なぜ法人化を目指すのですか

A 1 全日本私立幼稚園連合会（以下「全日私幼連」という）では、横領事件を起こしてしまいました。不祥事を起こしてしまった理由は、限られた人間に権限が集中し、情報共有並びに相互監視体制が取れていなかったこと、限られた人間で情報・会計のほぼ全てを管理（外部委託・公認会計士の監査が行われていなかった）していたことなどが挙げられます。

その後、全日私幼連では組織改革（ガバナンス強化）に着手し、監事に大久保和孝公認会計士にご就任いただき、大久保公認会計士のご指導の下、会計の適時化並びに透明化（顧問税理士の招聘）、再発防止策（クラウド会計の導入）等に着手すると共に、会則・会則施行細則並びに全ての規程類の精査・見直しを行いました。これにより、会計面・運営面の透明化を図ることができ、組織のルール（仕組み）を整備し、適切な組織行動を取ることができるようになりました。

以上のことから、全日私幼連の内部統制が整ったことを受け、次に全日私幼連は加盟園、保護者、社会に対して失った信用を取り戻さなければなりません。法人化することによって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という）や定款に定められた明確なルールに従って運営を行うことが求められるため、より適正なガバナンスの確保を図ることができるようになります。

よって、法人化は一般法人法に準じた活動となりますので全日私幼連に対する対外的な信用が高まることとなります。全日私幼連は、新たな組織体制に変わり『**一歩ずつ前に着実に進んでいく**』ということを対外的に示すために法人化を目指します。

Q 2 社団法人、財団法人どちらの法人格を取得する 予定ですか

A 2 社団法人を目指す予定です。社団法人とは、一定の目的のもとに結合した「人」から成り立ち、団体として組織や意思などをもって、ひとつの社会的存在として活動する組織（営利目的ではない法人）を指します。一方、財団法人は、一定の目的のもとに「財産」の集まりであって、公益を目的として管理運営されている組織（財産の運用を目的とした法人）のことを指します。

よって、全日私幼連の活動を鑑み、現状の組織体制を維持しながら法人化を進めるためには「社団法人」が最適と判断し、一般社団法人を目指すことになりました。

Q 3 なぜ、公益社団法人ではなく 一般社団法人を目指すのですか

A 3 任意団体から公益社団法人へ直接移行することは認められていません。まずは、一般社団法人を設立してから公益認定の申請を行うことになります。現状、全日私幼連は公益社団法人に移行する予定はありません。

全日私幼連の活動内容は、一般社団法人化しても一般法人法で制約されるような事業がないことは確認できましたが、公益社団法人化した場合には、検討しなければならない事業があります。具体的には、振興活動（政治活動）になります。公益社団法人化し、その法人自体が振興活動を行うことは許されていません。別組織として政治団体を新たに設立しなくてはいけなくなります。

以上のことから、全日私幼連は現状の組織体制を維持しながら活動していくため一般社団法人として活動していくことを目指すこととなりました。

Q 4 社団法人化に伴う 組織構造に関する 基本的な専門用語（法律）を教えてください

A 4 【 社団法人化に伴う 組織構造に関する 基本的な専門用語（法律） 】

社 員：社員総会で議決権を行使する人

社員総会：社団法人の最高意思決定機関

理 事：定款や総会の決議に従って法人業務を執行する人（会社の場合「取締役」に準ずる）

代表理事：「代表権」と「業務執行権」を持つ理事（会社の場合「代表取締役」に準ずる）

監 事：理事を監査する立場の人

理 事 会：実務的な業務執行を決定する機関

Q 5 一般社団法人の中でもいくつか種類はあるのでしょうか

A 5 法人税法上の取り扱いにより、非営利型法人（収益事業から生じた所得（収入）が課税対象）と非営利型法人以外の法人（全ての所得が課税対象）に分けられます。非営利型法人は、会費、寄付金といった営利目的ではない収入は課税されず、物販等の収益事業から生じた収入に対して課税されます。

Q 6 全日私幼連は、非営利型法人又は非営利型法人以外の法人のどちらを選ぶ予定ですか

A 6 全日私幼連は、非営利型法人を目指します。参考までに、任意団体の法人税法上の位置付けとしては、非営利型法人になりますが、定款に余剰金を分配しないといった内容を明記しているのであれば特定の事業は公益法人同様に非課税となります。

Q 7 現在、日本ではどれくらいの数が一般社団法人として活動しているのですか

A 7 現在、一般社団法人の数は、約80,000法人あるといわれています。NPO法人は、約5,000法人。一般社団法人を選択する団体が多い理由は、行政の制約を受けずに自由に活動できるからです。なお、約8,000法人の一般社団法人は、多くは非営利型法人で活動されています。

Q8

一般社団法人の非営利型法人になるための条件を教えてください

A8

これまでのQ&Aで多くの一般社団法人は、非営利型法人であることがご理解いただけたかと思います。以下の通りに条件を記載しますのでご一読ください。

<条件>

- ①剰余金の分配を行わないことを定款に定めていること。
- ②解散したときは、残余財産を国・地方公共団体や一定の公益的な団体に贈与することを定款に定めていること。
- ③上記①及び②の定款の定め違反する行為（上記①、②及び下記④の要件に該当していた期間において、特定の個人又は団体に特別の利益を与えることを含みます。）を行うことを決定し、又は行ったことがないこと。
- ④各理事について、理事とその理事の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1以下であること。

<ポイント>

原則として、同族経営を排除するという考えがある。三親等以内の親族が役員（理事）の三分の一を超えてはならない。構成員に対して剰余金の分配を禁止していること。法人が解散した際には、残余財産を国・地方公共団体や一定の公益的な団体に贈与することを定款に定めていることが求められる。

Q 9

一般社団法人の法人税法上の取り扱いについて教えてください

A 9

非営利型法人とするかどうかは税務署で判断されます。法人設立後に税務署へ法人の申請書類（定款等）を提出して判断を受けることになります。気を付けるべき点として、非営利型法人の解散時には、これまで免除されていた税金を当該年度遡って支払わなければならない義務が出てまいりますので、永続的に運営していくことを念頭においた方が良いということになります。

Q10

非営利型法人の非課税要件にあがっていた、余剰金の分配を行わないということは、必ず繰り越さないといけないということでしょうか。また、専従者に対する給与を必要経費として捉え、余剰金があるから給与額を引き上げることは可能なのか教えてください

A10

使い切らないといけないルールはありませんが、余剰金があれば繰り越して問題ないという理解になります。ただし、余剰金を給与・報酬にあてる場合、分配に該当することを指摘されかねない状況もあるため注意が必要です。役員報酬を例に挙げると、報酬額を決められる立場にある人が、余剰金により報酬額をあげる行為は「分配」に該当します。必要に応じて給与水準を上げることは必要経費に認められますが、いずれも給与・報酬関連は分配行為と誤認されやすいため気をつけなければなりません。

Q11 法人化した後、年度の会計は監督官庁（国や行政）に報告する必要がありますか

A11 監督官庁への報告は不要です。税務当局のみになります。ただし、例外として、平成20年の法律改正時に、社団法人から一般社団法人に移行した団体の場合、余剰金を使い切ることを条件に、公益目的支出計画を立てて監督官庁に報告書を提出しているケースもあります。一方で、法律改正後に設立した一般社団法人に対する規制は一切ないため、監督官庁へ報告する義務はありません。

Q12 公益目的支出計画とはなんですか
また、任意団体から一般社団法人に移行した場合にも公益目的支出計画は行わなければいけませんか

A12 公益目的支出計画とは、特例民法法人（旧民法34法人である社団・財団法人）が新公益法人制度（平成20年12月1日 施行）において、一般社団・一般財団法人に移行した際、移行時に保有する純資産額（正味財産額）を基礎として算定した額（公益目的財産額）がある場合に当該公益目的財産額に相当する金額を、計画的に公益の目的に支出するための計画を公益目的支出計画といいます。

また、全日私幼連のような任意団体から一般社団法人に移行した場合は、公益目的支出計画を作成する必要ありません。元々、社団法人が一般ないしは公益に移行した際に社団法人の時代に何年に渡って貯めた資産に対して、公益目的に資する支出を何年間に渡って行わなければいけないので公益目的支出計画（移行認可に必要な項目）が存在しているのです。